

令和 7 年 11 月 14 日

地区連合自治会町内会長 様

旭区長

第30期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日頃から、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、各地域で御活躍いただいております第29期青少年指導員の任期が令和 8 年 3 月末日をもって満了となります。

つきましては、貴地区連合自治会町内会において「第30期旭区青少年指導員依頼数一覧」に基づき、各自治会町内会長様に推薦の依頼をお願いいたします。

なお、今年度より各単会町様よりオンライン申請（電子申請システム）での推薦をお願いしておりますが、紙での提出も可能としています。そのため、紙での御提出がありましたら、お手数ですが紙提出分のみ取りまとめいただき、担当まで御提出をお願いします。

なお、2月18日の区連会にてオンライン申請含め、推薦状況をお知らせいたします。

1 改選期日および任期

改選期日：令和 8 年 4 月 1 日

任 期：2 年（令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

2 依頼数：別添「第30期旭区青少年指導員依頼数一覧」のとおり

3 提出期限：令和 8 年 2 月 5 日（木）

4 提出先：旭区地域振興課生涯学習支援係

5 各地区連合自治会町内会長様あて資料

- (1) 第30期旭区青少年指導員依頼数一覧
- (2) 横浜市青少年指導員要綱
- (3) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (4) 返信用封筒

※連合加入の各自治会町内会には各連長様あてに送付いたします。

連合未加入の自治会町内会については、単会長様あてに直接送付いたします。

※推薦者は必ず自治会町内会長になりますので、連合未加入の自治会町内会から推薦について御相談がありましたら、御対応をお願いします。

※御推薦いただく事務の負担軽減のため、以下の取り組みを行っています。

- ・第29期（前期）：被推薦者の生年月日及び性別欄の廃止
：年齢要件の上限の見直しに伴う推薦候補者の拡大
- ・第30期（今期）：オンライン申請（電子申請システム）の開始

※参考に、自治会町内会長様あて資料を添付いたします。裏面を御参照ください。

【参考】各自治会町内会長様あて資料

- (1) 自治会町内会長様あて依頼文
- (2) 青少年指導員の概要
- (3) 第30期（令和8・9年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書
- (4) 「第30期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

※その他、御不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係 吉田、中村
電話（954）6099 FAX（955）3341

第30期旭区青少年指導員依頼数一覧

地区名	第30期 依頼数	第29期	
		依頼数	現在数
鶴ヶ峰	19	23	23
白根	11	13	14
旭北	20	21	15
上白根	3	5	5
今宿	9	12	12
川井	8	12	12
若葉台	10	14	13
笹野台	13	13	12
希望が丘	11	11	9
希望が丘東	21	21	19
希望が丘南	8	8	8
さちが丘	4	5	5
万騎が原	18	18	12
二俣川	16	16	12
二俣川ニュータウン	11	11	11
旭中央	5	7	4
旭南部	6	7	8
左近山	7	9	7
市沢	6	8	10
計	206	234	211

注1 令和7年10月現在の自治会町内会数を基礎としています。
ただし依頼数は目安ですので、地域の実情に合わせ、推薦人員
の柔軟な対応をしていただいて構いません。

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の健全育成に関わる体験活動の促進
- (2) 青少年の居場所づくりと社会参画活動への支援
- (3) 青少年の非行防止と社会環境健全化活動の推進
- (4) 青少年の悩み相談と各種専門機関との連携
- (5) その他青少年の健全育成に必要な事項

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 2 9 日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 23 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

令和7年11月17日

自治会町内会長 様

旭区長

第30期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第29期青少年指導員の任期が、令和8年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな第30期青少年指導員候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 概要

第30期（令和8・9年度）青少年指導員候補者推薦

2 申請期限

令和8年2月5日（木）

3 提出方法

オンライン（電子申請システム）で申請をお願いいたします。

なお、書類（推薦書）で御提出いただくことも可能です。その場合は、地区連合会長様あてに書類を御提出してください。

※今回のみ電子申請システムでの推薦が可能です。



電子申請システム
はこちらから

4 送付書類

(1) 自治会町内会長様あて依頼文

(2) 青少年指導員の概要

(3) 第30期（令和8・9年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書

※推薦に当たっては、推薦を受ける方の承諾を受けてください。

(4) 「第30期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

※御推薦いただく事務の負担軽減のため、以下の取り組みを行っています。

・第29期（前期）：被推薦者の生年月日及び性別欄の廃止

：年齢要件の上限の見直しに伴う推薦候補者の拡大

・第30期（今期）：オンライン申請（電子申請システム）の開始

5 推薦基準

裏面「横浜市青少年指導員委嘱における留意事項」をご覧ください。

6 その他

年度途中に追加委嘱がある場合は、随時推薦書を御提出ください。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係

吉田、中村

電話（954）6099

FAX（955）3341

横浜市青少年指導員委嘱における留意事項

1 改 選 期 日

令和8年4月1日

2 任 期

2年（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

3 推 薦 基 準（横浜市青少年指導員委嘱要領3項抜粋）

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 旭区青少年指導員の主な活動内容

別添「青少年指導員の概要」（両面）をご覧ください。

やりがいを感じる青少年のサポート役 子どもたちと一緒に輝く 「青少年指導員」

～あなたもはじめませんか？～

青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで（再任は75歳まで）の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

（令和7年4月現在）



青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

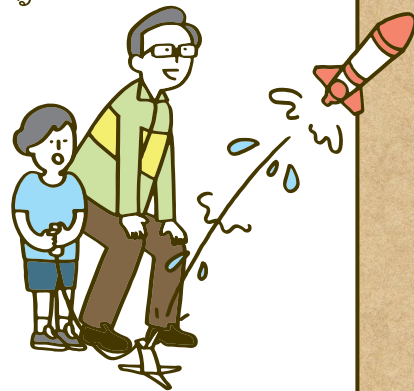
どんな活動をしているの？

青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に
定めていただいて構いません。

横浜市こども青少年局 青少年育成課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
☎045-671-2324 📠045-663-1926



旭区青少年指導員連絡協議会

青少年指導員はどんな組織？



横浜市青少年指導員連絡協議会

旭区青少年指導員連絡協議会
(地区会長会: 19 地区)

- ・旭区全体でのイベント
- ・広報紙「あさひ青指だより」の発行
- ・青少年指導員を対象とした研修会

地区青少年指導員連絡協議会
(区内 19 地区)

- ・各地区での活動(おまつり、清掃活動等)
- ※旭区では **211 名** の青少年指導員に各地区で活動していただいています。(R7.11.1 現在)

旭区ではどんな活動をしているの？

旭区青少年指導員連絡協議会の主な活動をご紹介します。

◆旭区こども写生大会(6月)◆



よこはま動物園ズーラシアを会場に区内の小学生を対象とした写生大会。令和7年は146 名の子どもが参加して、たくさんの絵が描かれました。

◆旭区親子野外自然体験活動(11 月)◆



こども自然公園でウォークラリーとモルック体験をした後は青少年野外活動センターで野外炊事。毎年、大人気のイベントです。

◆旭区大なわとび大会(2月)◆



旭区子ども会育成連絡協議会と連携して開催。各地区から出場したチームが競い合う熱気あふれる大会です。

◆「あさひ青指だより」発行(9月・3月)◆



青少年指導員が取材や記事の作成を行い、編集する広報誌。イベントの様子や地区活動についてご紹介します。

このほか、青少年指導員を対象とした研修の開催や各地区行事の企画・運営などを担っていただきます。各活動の詳細は、「あさひ青指だより」をご覧ください。

青少年指導員の概要、
「あさひ青指だより」はこちらから



【旭区青少年指導員連絡協議会事務局】

旭区役所地域振興課

電話: 954-6099 FAX: 955-3341

(様式 1)

第 30 期（令和 8 ・ 9 年度）
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	TEL
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 （当初委嘱年月： 年 月）	

※年齢欄は、委嘱年度の 4 月 1 日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

☐ 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

「第 30 期青少年指導員の推薦について」の基本的な考え方

青少年指導員の推薦にあたり、ご質問が多い内容などをもとに、ご参考までに、区役所の考え方をまとめました。

1：推薦依頼数は、どのように算出したのか。

各自治会町内会あたり、何名推薦すればいいのか。

それぞれの地区への推薦依頼数は、令和 7 年 10 月現在の自治会町内会数と世帯数を基礎に算出いたしました。

地域全体での取り組みを考慮すると、概ね自治会町内会あたり 1 人が望ましいと考えておりますが、これまでの経過や地域の実情に応じ、柔軟に御対応いただければと思います。

<参考>

(1) 青少年指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。(横浜市青少年指導員委嘱要領 2 推薦人員及び推薦方法)

(2) 定数について、横浜市として決まった数値(上限など)はありません。

2：選出が難しい場合や、推薦期限に間に合わない場合にはどうすれば良いか。

旭区役所地域振興課生涯学習係へ御連絡をお願いします。

電話 (954)6099 FAX(955)3341

3：要領にある、「その他区長が選出団体として必要と認める地域の団体」とは何か。

青少年指導員の活動は、連合町内会のエリアを活動拠点とし、その地域の関係者と連携を図って行っています。

そのため、委員の推薦については、基本的には連合町内会を母体として考えていますが、区や地域の実情に応じて、例えば、自治会町内会のないマンションの管理組合等を選出団体とすることなどが想定されています。

4：推薦基準の中に、「原則として市内在住者であること」とあるが、市外在住者が横浜市の青少年指導員になることはあるのか。

市外在住者が横浜市の青少年指導員となることもあります。例えば商業地域などで、店舗を市内にお持ちの市外在住者が青少年指導員となる場合が考えられます。

5：年齢について、原則として 70 歳未満(再任の場合は、75 歳未満)となっているが、年齢が超えていても、推薦して良いのか。

まずは、原則を踏まえてお考えください。しかしながら、地域の実情に応じて柔軟な対応が必要な場合もあると思います。例えば、「他に候補者がなく、この人ならば年齢を超えていても、十分に活動できる」といった理由などです。

推薦にあたり、担当までご一報いただければと思います。

6：提出期限が早すぎないか。

4月上旬に委嘱書を予定しており、大勢の方の書類を確認させていただくこととなります。書類の確認に時間が掛かりますことを御理解ください。大変申し訳ございませんが、期限が過ぎる場合は担当までご一報ください。

7：横浜市の青少年指導員の身分は。

青少年指導員は、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的に、市及び県から委嘱を受けている委嘱委員です。

※スポーツ推進委員（法律設置）と異なり、県の条例及び市の要綱で定めています。

8：任期について、マンション等で1年おきに指導員の変更がある。

指導員の変更や辞退は適宜行うことができます。

お手数ですが、変更手続きのため、区役所地域振興課にお知らせください。

9：連合自治会町内会未加入の団体から青少年指導員の推薦は必須なのか。

青少年指導員は、次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう地域環境を創りあげる活動を、地域の関係者や団体と連携して行っています。

旭区内の子どもたちを地域全体で見守っていくという観点をご理解いただき、青少年指導員の推薦にご協力をいただければと考えています。

10：連合自治会町内会未加入の団体から推薦された青少年指導員は、どのような活動をするのか。

青少年指導員の活動は、「地域に根差した、地域ぐるみの活動」に支えられていると認識しています。そのため、団体内のみならず、地域の中で他団体から推薦された青少年指導員の皆様と一緒に活動していただければと考えています。

地域の青少年指導員のとりまとめや連絡調整は、各地区の青少年指導員地区会長が担っていますので、ぜひ、一緒に活動していただけたらと思います。

ご提出いただいた推薦書をもとに、各地区におつなぎさせていただきます。

11：紙での推薦はできないのか。

できます。

推薦書を記入の上、地区連合自治会町内会長様にご提出をお願いいたします。

12：電子申請システムは交代・解任時は使えないのか。

一斉改選時のみ電子申請の利用が可能です。

交代・解任時は今まで通り、紙でのご提出をお願いいたします。

（なお、一斉改選時に電子申請システムを利用する場合、紙での提出は不要です。）